

議員提出議案第1号

伊丹市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和3年3月25日提出

提出者

伊丹市議会議員	新内竜一郎	伊丹市議会議員	上原 秀樹
伊丹市議会議員	吉井 健二	伊丹市議会議員	久村真知子
伊丹市議会議員	加藤 光博	伊丹市議会議員	北原 速男
伊丹市議会議員	高塚 伴子	伊丹市議会議員	杉 一
伊丹市議会議員	山本 恭子	伊丹市議会議員	戸田 龍起
伊丹市議会議員	篠原 光宏	伊丹市議会議員	竹村 和人
伊丹市議会議員	保田 憲司	伊丹市議会議員	佐藤 良憲
伊丹市議会議員	山藪 有理	伊丹市議会議員	齊藤 真治
伊丹市議会議員	里見 孝枝	伊丹市議会議員	大津留 求
伊丹市議会議員	川井田清香	伊丹市議会議員	小西 彦治
伊丹市議会議員	岸田真佐人	伊丹市議会議員	永松 敏彦
伊丹市議会議員	高橋 有子	伊丹市議会議員	鈴木久美子
伊丹市議会議員	土井 秀勝	伊丹市議会議員	安藤なの香
伊丹市議会議員	佐竹 璃保	伊丹市議会議員	花田康次郎

理由

政務活動費の使途の透明性確保の一層の向上を図るため。

伊丹市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（令和3年伊丹市条例第 号）

伊丹市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年伊丹市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（収支報告書等の公表）

第10条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書及び領収書等を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 前項の場合において、議長は、収支報告書及び領収書等に伊丹市情報公開条例（平成15年伊丹市条例第5号）第7条各号に掲げる情報が含まれる場合は、当該部分を非公開とするものとする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。